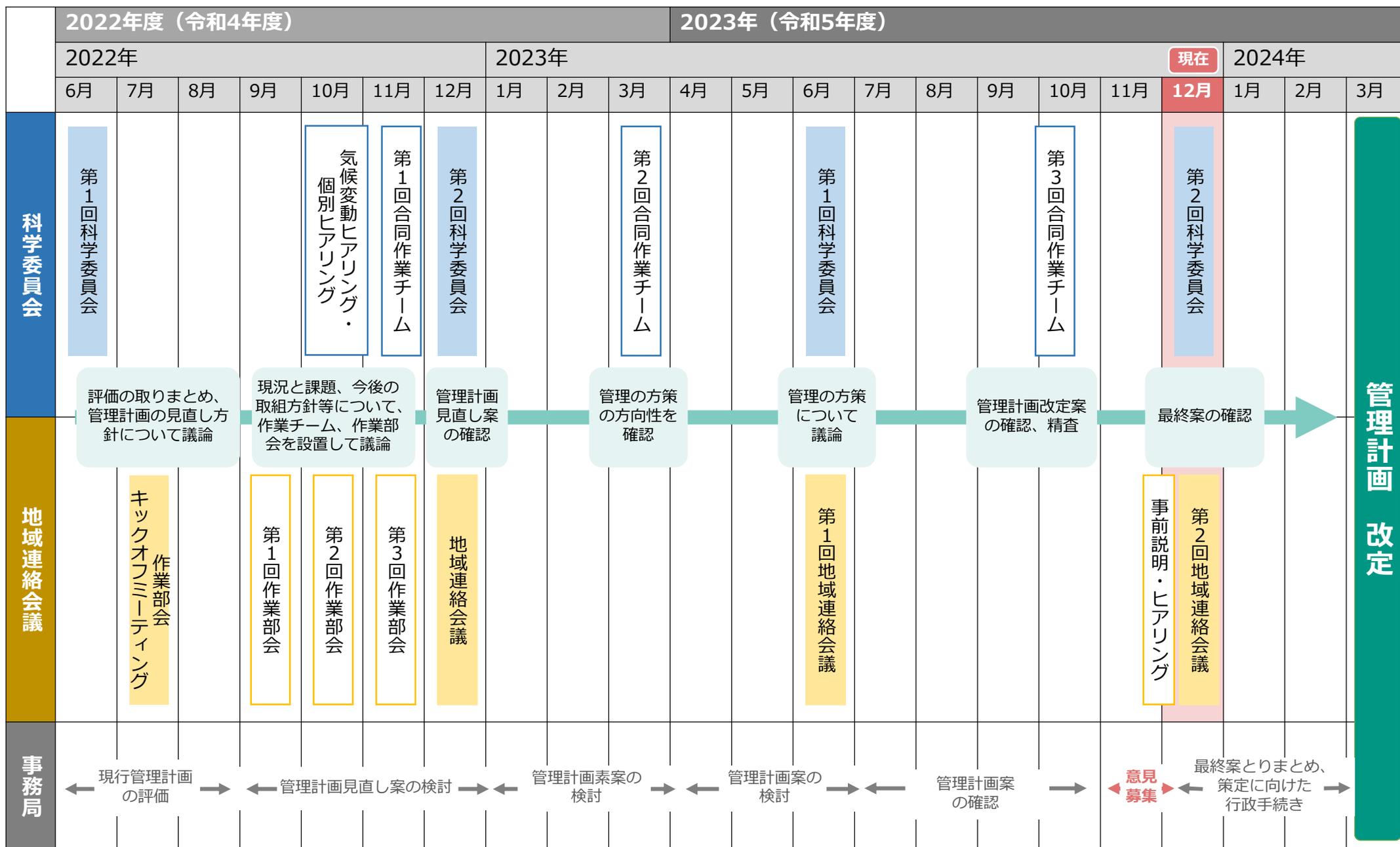


# 世界自然遺産小笠原諸島 管理計画 の改定 について



令和5年度 第2回 小笠原諸島世界自然遺産地域連絡会議  
令和5年12月21日

# 1. 管理計画 改定作業の流れ



## 2. 地域連絡会議における検討経緯

令和4年度

### 第1回 作業部会 (9/21開催)

#### これまでの取組、これからの取組の洗い出し

- ・ 現行計画の「管理の方策」を確認しつつ、**各団体でこれまでにやってきたこと、これからできそうなこと、他団体や村民、来島者、行政の力が必要なこと**を洗い出し

- ・ 世界遺産登録による経済効果の実感は、業界によって異なる
- ・ 遺産登録によって、小笠原固有種の知名度が上がったと感じる
- ・ レスポンシブルツーリズムを取り入れることで観光による遺産価値向上を目指せるのではないかと
- ・ 自主ルールを公的な管理の仕組みとして定着させてほしい

### 第2回 作業部会 (10/19開催)

#### 具体方策の検討、目標の確認・検討

- ・ 第1回で出された課題・展望の解決・展開方策を検討
- ・ **現行計画の基本方針、長期目標を確認し、追記すべき観点等**を確認

- ・ 遺産価値の現状や課題について、地域へ明瞭に説明してほしい
- ・ 官民連携で地域ブランド戦略を進められると良い
- ・ ボランティアツアー、WEBイベント等、様々な方法で普及啓発をしていけると良い
- ・ ガイド中の外来種駆除は、仕組みが整えばぜひ協力したい

### 第3回 作業部会 (12/2開催)

#### 管理計画見直し案の確認①

- ・ 第1回、第2回結果の振り返りと、**管理計画の反映方針**を確認

- ・ 世界遺産ブランドについての記載は歓迎する
- ・ 遺産という冠だけでなく、ストーリーも活用していけると良い
- ・ 方針案の通り、ルール等の普及啓発を進めてほしい
- ・ 「誇り」や「地域愛」が読み取れる文案としてほしい
- ・ 観光は遺産価値を損なうものではなく、遺産価値の普及に寄与するものであることがわかる表現としてほしい

### 令和4年度 第2回 地域連絡会議 (12/22)

#### 管理計画見直し案の確認②

- ・ 作業部会第1回～第3回および作業チームの議論を踏まえて作成した、**管理計画見直し素案（基本方針（案）、長期目標（案））**を確認

※管理の方策の具体文案、APIについては年度内に共有予定。

- ・ 「世界遺産ブランド」とは何か、改めて議論する必要がある
- ・ 遺産保全に係る各種ルールや配慮事項は、丁寧な説明だけでなく、制限内容の見直し・変更が求められているのではないかと
- ・ 新たな資金確保は、ふるさと納税の活用など村が先頭に立つべき
- ・ 遺産事業に伴って発生する廃棄物の取扱等についても検討が必要

令和5年度

### 令和5年度 第1回 地域連絡会議 (6/10)

#### 管理計画案の確認

- ・ 昨年度第2回地域連絡会議に修正作業を重ねた管理計画案のうち、特に「**自然と人の共生**」に係る**基本方針、管理の方策**を確認。

- ・ 「適切な外来種対策や固有野生動植物種への影響の回避・低減対策に取り組む農業者を支援し」とあるが、農業者の支援よりもむしろ、コウモリそのものへの対応を検討してほしい。
- ・ エコツーリズムの推進については、作業部会等の結果を反映した内容となっていて、とても良いと感じた。

※以降、各団体と個別調整し、最終案とりまとめ

### 3. 令和5年度第1回地域連絡会議でいただいたご意見への対応状況

No.	ご意見内容	該当箇所	対応状況
1	p.2の「②未侵入・未定着の侵略的外来種の侵入・拡散防止」については、長期目標はこのままタイトルは「侵略的外来種対策」とするのが良いのではないかと。基本方針のタイトルと長期目標が全く同じ文章になっているし、未侵入・未定着のものに限定せず、広く侵略的外来種対策と捉えた方が良いのではないかと。	第5章	p.24 構成は変えずに、長期目標の表現を少し修正しました。
2	「侵略的外来種の排除を含むツアー等」とあるが、自然を利用してエコツーリズムを推進するという見方だけでなく、村民や来島者が自然から恩恵を受けるとともに自然に貢献するというようなニュアンスが盛り込まれると良いのではないかと。例えば、固有種のために何か貢献しよう、外来種を駆除してあげよう、そういう思いでボランティアに取り組んでもらえると良いと思う。	第5章	p.25 ツアーの内容、参加者の心持ちのような話のため、管理計画上に表現することは難しく、これまでの記載のとおりとしています。
3	四角囲み箇所は、種間相互作用と広域移動種の説明として書かれているが、小笠原の生態系の特性を良く表現しており大事な情報と思うので、ぜひこの位置に残してほしいと思った。	第5章	p.28 全ての島に共通する留意点として本文中に整理しました。
4	父島の保全対象種と脅威が整理されているが、長期目標①関連では脅威として、ポリネーターの激減もあげられるのではないかと。	第6章	p.31 長期目標③の保全対象として表中に訪花性昆虫を追記しました。
5	遺産管理に係る日頃の努力や苦しみのようなものが取り上げられていないと感じる。	第6章	p.65 管理計画内で表現することは難しく、これまでの記載のとおりとしています。
6	オオコウモリについては、山域の生息環境のキャパシティをあげなければ、農業との軋轢は軽減していかない。	第6章	p.32 父島の長期目標④の記載で対応しています。
7	特に重要なのは外灯等のハード整備である。すでに協力いただいている部分もあるため、さらに小笠原における公共工事のスタンダードになるように推進していかなければ、いくらソフト対応を進めても対策として不十分であると思う。	第6章	p.65 ご意見を踏まえ現況と課題、管理の方策を整理しました。
8	農業者の支援よりもむしろ、コウモリそのものへの対応を検討いただきたい。	第6章	p.65 現況と課題として、母島でも対応が必要な状態になっている旨、追加しました。
9	オオコウモリや海鳥の話にも通じるが、動物にとっても人にとっても安全に快適に観察できるような、観光のためのハード整備も必要だと思う。	第6章	p.66 小笠原村観光振興ビジョン等の中でも方針が決まっておらず、本計画での記載は見送ります。
10	新たに「レスポンスブル・ツーリズム」という言葉を追加していただいたようだが、今年3月に策定された小笠原村観光振興ビジョンについても、具体的に記載してもらいたい。	第6章	p.68 観光振興ビジョンのアクションプランが検討中であることを踏まえ、小笠原村観光振興ビジョンに関する記載を追加しました。
11	「来島者が小笠原諸島の自然を楽しみながら」とあるが、基本方針には「村民と来島者が小笠原の自然を楽しみながら」とあるので、管理の方策も村民を追加いただけたらと思う。	第6章	p.68 ご指摘のとおり追加しました。
12	自然と人の両面からバックアップが必要なところについて、「持続的な遺産管理」の項目に具体的な方策、アクションプランがなければ、単なる抽象的なスローガンになってしまうと思う。	第6章	p.69 生態系の保全を進めるために、持続的な遺産管理（体制やしきみ）が必要、と整理しております。
13	管理計画の要所要所に民間活用の話が出ているが、具体的な内容が見えてこない。新たなことに取り組むというよりも、まずは既存の制度を整理してはどうか。	第6章	p.70 主な既存の制度の現状について追記しました。

## 4. 意見募集の実施概要

### ◆意見募集対象

世界自然遺産小笠原諸島管理計画（案）

### ◆意見募集期間

令和5年11月8日（水）～ 同年12月10日（日）必着

### ◆意見の提出方法

- ①関東地方環境事務所HPから意見募集対象と参考資料をダウンロード
- ②所定の意見提出様式（下記）に従い、電子メール又は郵便で提出

#### 【意見提出様式】

[宛先] 関東地方環境事務所 国立公園課

[件名] 「世界自然遺産小笠原諸島 管理計画（案）」に対する意見

[氏名] ○○ ○○（企業・団体の場合は、企業・団体名、部署名及び担当者名）

[住所]

[電話番号]

[メールアドレス]

[意見]（※該当箇所を明記の上、できるだけ簡潔に記載）

- ・ 該当箇所（ページ、項目番号を付すなど該当箇所を明記）
- ・ 意見内容
- ・ 理由（可能であれば、根拠となる出典等を添付または併記）

### ◆告知の方法（情報掲載場所）

- ・ 各関係機関（関東地方環境事務所、関東森林管理局、文化庁、東京都、小笠原村）HP
- ・ 小笠原世界遺産センターHP
- ・ 村民だよりNo.762（2023年12月1日発行 父島・母島全戸配布）
- ・ 村内掲示板（父島・母島各所）

## 4-2. 意見募集結果

### ◆ 意見募集結果 いただいたご意見 **16** 件

#### ● 管理計画（案）に反映したご意見 **2** 件

- **1. 外来種駆除作業などの保全管理事業に関わる新しい産業と、それに携わる地域の人々について、「地域参画」の最も重要な部分のひとつとして取り上げていただきたい。**

（→ご意見に対する考え方）

ご意見を踏まえ、p.65「自然と共生した島の暮らしの実現」の項に、村民が外来種対策等の事業従事者としても重要な役割を担っている旨を追記します。

- **2. 「二見湾」との表記3か所を「二見港」、又は「二見港(二見湾)」とするべき。**

（→ご意見に対する考え方）

ご意見を踏まえ、「二見湾」と表記している3箇所を「二見港（二見湾）」へと修正します。

#### ● その他のご意見 **14** 件

- ・ 海生は虫類（ウミガメ類） **1** 件
- ・ 世界遺産委員会の決議における要請事項・奨励事項 **7** 件
- ・ 自然環境等の変化に応じた課題の再整理 **2** 件
- ・ 気候変動への対応 **1** 件
- ・ 管理の方策（生態系の保全） **2** 件
- ・ 未侵入・未定着の侵略的外来種の侵入・拡散防止 **1** 件

## 5. 管理計画面案 確認事項①

### 確認事項① 第4章 管理計画改定に当たっての視点 (p.21~22)

#### 管理計画第1期 (2010年1月~2018年3月)

- 外来種対策を進めた結果、固有種の保全と生態系の回復に一定の効果が確認された。
- 外来種を排除することにより他の外来種が増加するなど、生態系に想定を超える変化が生じることも明らかになった。
- 有人島においては、**保安全管理が村民の生活や産業に影響を及ぼす例も見られ、遺産価値の保全に当たって、村民の理解や協力を得ることの重要性が明らかとなった。**

#### 管理計画第2期 (2018年3月~2023年3月)

- ペット条例の一部施行や、母島における「**ははの湯** (母島の土付苗温浴処理設備)」の暫定運用開始、父島属島の**巽島**における**チチジマカタマイマイ**及び**アナカタマイマイ**の**個体群再生**など、各種事業において大きな進展が見られた。
- 外来種の分布拡大や固有種等の個体数減少など**新たな課題が顕在化**し、自然環境等の状況を踏まえると**管理計画の見直し作業に着手する必要**があると考えられた。

令和4年度以降、地域連絡会議や科学委員会において、管理計画の見直しについて議論を行った結果、以下の**7つの課題への対応**が重要であるとされた。

- (1) 自然環境等の変化に応じた課題の再整理
- (2) 気候変動への対応
- (3) 外来種対策
- (4) リソースの効果的活用を念頭に置いた方策の再検討
- (5) 科学者の役割の再整理
- (6) 地域参画の推進に向けた体制・仕組みの検討
- (7) 管理計画、アクションプランの構成の再整理

## 5. 管理計画 改定のポイント

### ○遺産価値の再評価

当初遺産登録時に登録を目指していた「**地形・地質**」や「**生物多様性**」に関する知見や情報の収集、分析、検討を実施し、**遺産価値の再評価**を行う。

### ○外来種対策

侵略的外来種の**防除技術の開発**を推進するとともに、非意図的に持ち込まれるリスクの高い侵入経路を特定し、その**侵入・拡散を防ぐための体制構築**を進める旨を追記。

### ○リソース（予算・人員等）の拡充と効果的活用

遺産管理を継続的に実施するため、**新たな資金確保**、**体制整備**に向けた具体的な検討を行い、実現可能なものから適宜取り組んでいく。

### ○世界遺産を活用した地域づくり、観光振興

**世界遺産の価値を活用した地域づくり**を図るとともに、地域環境の保全と社会・経済を豊かにする持続的なエコツーリズムを目指す。

その他、「現況に応じた課題」「気候変動への対応」「研究者の役割」等について再整理

## 6. 管理計画案 確認事項②

### 確認事項②

#### 第6章 管理の方策

##### (1) 生態系の保全

##### 1) 生態系の修復と固有種等の絶滅回避

### ア. 全ての島に共通する留意点 (p.27~28)

【生態系の脆弱性と侵略的外来種の脅威】

【外来種も含めた種間相互作用】

【広域移動種の存在】

#### 【村民や来島者等への配慮】

- ・各島において保全のための事業や調査・研究等を実施する際には、対象となる生物のみでなく、周辺の環境やその場所を利用する村民や来島者等にも配慮が必要である。

#### 配慮事項（例）

- 事業等の内容について村民や来島者へ事前に周知する
- 事業等が実施中である旨をわかりやすく表示・案内する
- 現場作業中は用具等をできる限り一か所にまとめる
- 現場に設置した観測機器等は使用後速やかに回収する など

⇒村民や来島者への普及啓発等、自然と共生した島の暮らしの実現に関する事項は、別の章にも記載あり。

## 6. 管理計画案 確認事項②

### 確認事項②

#### 第6章 管理の方策

##### (1) 生態系の保全

##### 1) 生態系の修復と固有種等の絶滅回避

### ウ. 海域の保全管理 (p.57)

#### ◆ 現況と課題

- ・小笠原諸島の海域は、豊かなサンゴ礁生態系が広がり、造礁サンゴ約220種、腹足類約1,100種、魚類約1,000種、鯨類25種が確認されている。
- ・東京都は、2013年から2017年にかけて海域生態調査を実施し、聳島列島、父島列島及び母島列島の各海域において、海洋生物相（有藻性イシサンゴ類、軟体動物、甲殻類、棘皮動物、魚類）の生息状況や生息環境の調査分析を行った。また、2021年には北硫黄島海域において海域生態調査を実施した。
- ・父島列島及び母島列島の一部は、海域公園地区に指定され、海域の生態系が保護されており、気候変動による生態系への影響を把握するため、海水温計測等のモニタリングを続けている。
- ・海洋ゴミが多数漂着しており、東京都は2013年に「小笠原諸島における海岸漂着物対策推進計画」を策定した。その後、東京都のみならず管理機関、地域関係者、村民などが協働・連携して海岸清掃を行っている。

#### ◆ 長期目標

- ①海域公園地区を中心とした海域の生態系を保全する。

主な保全対象	主な脅威
海域の生態系	・気候変動

#### ◆ 管理の方策

- ・水温計測等の調査を継続し、海域の生態系を監視するとともに、異変が生じた場合には、対策を検討する。
- ・「小笠原諸島における海岸漂着物対策推進計画」に基づき、地域関係者と連携しながら、海岸清掃を実施・推進する。

### 確認事項③

#### 第5章 管理の基本理念と基本方針

##### (2) 基本方針

##### 2) ①自然と共生した島の暮らしの実現

#### ◆基本的な考え方

村民や来島者向けの普及啓発活動、子ども向けの環境教育の継続的な実施等により、世界自然遺産に対する理解を深め、世界自然遺産小笠原諸島を「誇り」と感じるような意識醸成を図ることと、世界自然遺産の保全管理に関する村民や来島者の協力につなげる。

また、保全管理のための様々な対策の実施によって村民生活や産業に影響が生じることも想定されることから、保全管理の実施に当たっては、自然と人の暮らしとの調和の在り方について村民の理解を得ながら、対策の意義や必要性を共有して進める。その上で、村民による固有種保全に配慮した農業活動、ペットの適正飼養、外来種侵入防止に配慮した物資や人の移動などを継続することにより、自然と共生した島の暮らしを実現する。

さらに、世界自然遺産であることを活用した地域振興を図り、農産物や加工品などの商品開発や付加価値の向上・販売促進などを通して、小笠原村の目指す「心豊かに暮らし続けられる島」の実現に貢献する。

### 確認事項③

#### 第6章 管理の方策

##### (2) 自然と人の共生

##### 1) 自然と共生した島の暮らしの実現

#### ◆現況と課題

- ・小笠原世界遺産センターや小笠原ビジターセンター等における情報発信やイベント、企画展示の実施、各種パンフレットや小笠原世界自然遺産だより等の制作・配布により、村民や来島者に対して遺産価値とその保全について普及啓発を行ってきた。
- ・特に外来種対策においては、その必要性や手法等について、村民に対し説明や案内を行い、理解や協力を得ながら事業を実施してきた。また、村民による自主的な外来種対策等の取組も行われており、さらに村民は保全管理の各種事業の従事者としても重要な役割を担っている。
- ・島に住む子ども達には、研究者や有識者を招いた出前授業などを通じて、小笠原諸島の優れた自然環境の価値や、その自然環境を保全管理するための取組についての教育を行ってきた。その結果、子ども達に基礎的な知識や考えが浸透するとともに、専門的な活動への参加も見られている。
- ・集落地周辺では、世界自然遺産登録前から外来植物やグリーンアノールの排除など、村民のボランティア参加による侵略的外来種の排除を進めてきた。さらに、世界自然遺産登録後は属島においても視察会やボランティアによる侵略的外来種の排除を行い、属島の自然環境の現状や保全管理の取組について、理解醸成が図られてきた。
- ・村民だけではなく、島外の高校や大学のボランティアサークルの受け入れなど、様々な来島者がボランティアに積極的に参加できる仕組みが整えられている。
- ・地域連絡会議からは、遺産の現状や管理機関の取組状況等について、より総括的でわかりやすい説明が必要との指摘も受けており、普及啓発の手法や内容についてさらなる工夫が求められている。

### 確認事項③

#### 第6章 管理の方策

##### (2) 自然と人の共生

##### 1) 自然と共生した島の暮らしの実現

#### ◆現況と課題

- ・自然環境の保全と人の暮らしの両立に向けて、管理機関は外来ネズミ類対策の支援やオガサワラオオコウモリの食害対策の普及など、産業に対する支援に取り組んできた。
- ・オガサワラオオコウモリについては、近年母島での農業被害が顕在化しつつあり、農業者からはより効果的な対策の実行が求められている。
- ・公共施設の整備に当たっては、野生生物との共存を考慮し、建築の窓ガラスや照明、街灯等の配置、仕様をバードストライクに留意したものとしたり、街渠ブロックをオカヤドカリの往来に配慮したものとしたりするなど配慮を施してきた。
- ・小笠原村は2015年に環境課を設置し、地元自治体としての環境政策への取組を強化してきた。2020年3月にはペット条例を制定し、ペットの適正飼養を推進している。
- ・世界自然遺産登録から10年以上が経過し、今後は自然環境や世界自然遺産の価値を理解し、保全のための取組や配慮を行うだけでなく、世界自然遺産の価値を活用した地域の発展、地域づくりについても検討を進めていく必要がある。

## 6. 管理計画案 確認事項③

### 確認事項③

#### 第6章 管理の方策

##### (2) 自然と人の共生

##### 1) 自然と共生した島の暮らしの実現

#### ◆長期目標

村民や来島者の世界自然遺産に対する理解と愛着を深めるとともに、遺産を活用した地域づくりを図る。

#### ◆管理の方策

##### ○村民や来島者への普及啓発

- ・村民や来島者に対して、パンフレットやイベント、講演会など、様々な媒体を用いた世界自然遺産の価値の発信を継続する。
- ・属島などにおける現地視察、ボランティア活動等、野外での体験を伴う普及啓発を継続する。また、意欲のある来島者がボランティアに参加できる仕組みも継続する。
- ・教育機関や研究者、地域関係者などと連携しながら、自然環境や保全管理に関する学校教育や家庭教育プログラム等を企画し、子ども達への環境教育を充実させる。
- ・子ども達が主体的に自然環境の保全管理の取組に参加できるような機会を設け、将来の保全管理の担い手となる人材の育成を図る。子ども達に対して外来種排除の必要性とともに、外来種の命についても正しい理解が得られるよう指導するとともに、指導者層に対しても情報提供を行っていく。
- ・村民の理解と地域全体の取組を深化させるため、普及啓発や意見交換の場・機会を設けるほか、地域関係者の自主的な活動を支援する。
- ・小笠原村への転入者に対しては、転入時に自然環境の保全に関する各種ルールなどについて情報提供を行う。

## 6. 管理計画案 確認事項③

### 確認事項③

#### 第6章 管理の方策

##### (2) 自然と人の共生

##### 1) 自然と共生した島の暮らしの実現

#### ○自然と共生した産業の振興

- ・管理機関は、外来種対策や野生生物への影響の回避・低減対策等の農業者の取組に対して支援し、自然と共生した産業の振興により、地域振興・経済発展を目指す。また、地域関係者の主体的な取組の促進を検討する。
- ・建築物、工作物等を整備・管理する際には、野生生物との共生に留意する。さらに、管理機関以外の行政機関や地域関係者、村民等に対しても、対策の必要性や具体の留意点・対処法等について、情報提供を行う。

#### ○村民の豊かな暮らしを支える仕組みづくり

- ・小笠原村の「第4次小笠原村総合計画」で示されている将来像「心豊かに暮らし続けられる島」の実現を目指し、ペットの適正飼養の推進、集落地でのネズミ被害防除の支援等、自然環境の保全管理に資する村民の暮らしを支える仕組みづくりを進める。

### 確認事項③

#### 第5章 管理の基本理念と基本方針

##### (2) 基本方針

##### 2) ②エコツーリズムの推進

#### ◆ 基本的な考え方

小笠原諸島の優れた自然環境を将来にわたって維持するため、「世界遺産における持続可能な観光の原則」を念頭に、「責任ある観光（レスポンシブル・ツーリズム）」を意識し、観光による自然環境への影響を最小限にしつつ、村民や来島者が楽しみながら小笠原諸島の貴重な生態系の価値を深く理解できるよう、エコツーリズムを推進する。

さらに、ガイドラインや利用ルールの適切な運用を継続するとともに観光利用が自然環境の保全と地域振興の両方に貢献し、地域全体を豊かにする、より持続性のあるエコツーリズムを推進する。

### 確認事項③

#### 第6章 管理の方策

##### (2) 自然と人の共生

##### 2) エコツーリズムの推進

#### ◆現況と課題

##### <陸域・海域共通>

- ・小笠原におけるエコツーリズムは、村の商工会、観光協会、ホエールウォッチング協会、農協、漁協、NPO、行政機関などで構成される「小笠原エコツーリズム協議会」が地域全体の合意形成のもと推進している。
- ・本協議会は、世界遺産委員会の決議における奨励事項c (p.14参照) を踏まえ、2011年から科学委員会委員長をアドバイザーとして迎えている。
- ・2016年には「小笠原村エコツーリズム推進全体構想」を策定し、国内の遺産地域において初めて「全体構想」が国に認定された団体となった。
- ・「小笠原カントリーコード」や「ホエールウォッチング自主ルール」をはじめ、これまで自主的に定められてきた自然環境の適正利用のためのルールは地元根付き、小笠原諸島の生態系保全に寄与している。
- ・世界自然遺産登録を機に来島者数は増加したものの、世界自然遺産登録時に懸念されたようなオーバーユースによる遺産価値の損失は確認されておらず、エコツーリズムが適切に推進されてきた。
- ・各種ルールについては、世界自然遺産登録前後に制定されたものも多く、現在の利用状況、自然環境等を踏まえ、ルールの点検、見直しを順次行う必要がある。

## 6. 管理計画案 確認事項③

### 確認事項③

#### 第6章 管理の方策

##### (2) 自然と人の共生

##### 2) エコツーリズムの推進

### ◆現況と課題

#### <陸域>

- ・南島及び母島石門一帯では、東京都と小笠原村が2003年から、東京都自然ガイドの同行、利用人数制限などを要件とする「適正な利用のルール」を定め、自然環境の保全と適正な観光利用を図っている。
- ・南島においては、利用ルール導入以前の荒廃した状況から回復しているというモニタリング結果を踏まえ、ルールの見直しを行い、2023年6月から1日当たりの最大利用者数や入島禁止期間等の一部の利用ルールを廃止した。
- ・森林生態系保護地域の保存地区では、林野庁が2008年から、脆弱な生態系が利用によりかく乱されないよう、立入りを原則として指定したルート（以下「指定ルート」という。）に限定し、利用の際は利用講習を受講し入林許可証の交付を受けたガイド等の同行を義務付けるなど、利用のルールを設け、利用と保護の調整を図っている。指定ルート制度の開始から10年が経過したことを受けて2021年度より指定ルートの評価を随時行っており、2025年度までに評価を終える。
- ・父島の指定ルートでは入口に石入れ式の無人カウンター装置を設置し、目的別の利用状況を把握している。また、利用による自然環境への影響について現況調査を実施している。
- ・エコツーリズム協議会では、2011年度から「小笠原陸域ガイド登録制度」を開始・運用している。陸域登録ガイドは、小笠原の固有の自然や文化の保全や適正で持続的な利用を通じて地域振興に貢献し、ガイドの社会的な地位の確立を図っている。
- ・このほか、様々な自主ルールが定められており、持続可能な自然利用と来島者への保安全管理への理解を促している。

#### <海域>

- ・小笠原諸島周辺においては、1988年に日本で初めてホエールウォッチングが行われた。その後、ホエールウォッチングが観光として定着する過程において、鯨類の生息環境を保全するための自主ルールを制定・運用しており、日本におけるエコツーリズムを具現化したツアーとして評価されている。
- ・このほか、ドルフィンスイム自主ルールや鯨類に対する小型無人飛行機（ドローン）飛行ガイドライン等、海域を利用するツアーに関する様々な自主ルールが定められており、適切に運用されている。

### 確認事項③

#### 第6章 管理の方策

##### (2) 自然と人の共生

##### 2) エコツーリズムの推進

#### ◆長期目標

エコツーリズムの考え方を踏まえ、**利用ルールを適切に運用し、持続的な観光を推進する。**

#### ◆管理の方策

##### ○利用ルール等の適切な運用

- ・エコツーリズム協議会において、小笠原村エコツーリズム推進全体構想に基づき、地域関係者と連携しながら自然環境の保全と地域振興に貢献する観光利用の在り方を検討する。
- ・小笠原村エコツーリズム推進全体構想は、利用状況や自然環境の状況を踏まえて点検を行い、必要に応じて改定する。
- ・ガイド同行での利用が義務付けられた地域については、引き続きガイド同行による利用を推進する。
- ・その他のルートや地域においても、ガイド同行の利用を奨励することで、利用者に対して質の高い体験を提供し、優れた自然環境やその保全管理への理解を促進する。
- ・森林生態系保護地域の保全管理計画に基づく利用ルールについては、今後も適切に運用する。指定ルートについては、適切に保全管理していくための枠組み等について継続的な議論を行う。
- ・各種制度やルールについては、運用状況や自然環境への影響等を点検し、必要に応じて見直しを行う。

### 確認事項③

#### 第6章 管理の方策

##### (2) 自然と人の共生

##### 2) エコツーリズムの推進

### ○レスポンスブル・ツーリズムの推進

- ・小笠原村観光振興ビジョンで掲げる「Ogasawara SMILE Tourism：訪れる人も村民も自然も笑顔になれる観光地づくり」を目指し、レスポンスブル・ツーリズムの具体的な目標や取組について、地域関係者と議論を深める。
- ・村民や来島者が小笠原諸島の自然を楽しみながら、自然環境や保全管理に対する理解を深める重要な機会として、自然環境への影響を最小限に抑えた自然体験ツアーやボランティアツアーを継続する。
- ・侵略的外来種の排除を含むツアー等、小笠原の自然環境の保護・保全に貢献するガイドツアーやプログラムを企画・実施するとともに、総合的な受入体制の構築を推奨する。
- ・地形地質、生態系、生物多様性などの特に優れた自然環境については、集落地内などで見学等ができる場所や機会の創出を進める。

# 【参考】科学委員会における検討経緯

令和4年度	<b>気候変動ヒア</b> (10/20開催)	<b>気候変動に関する現状の把握と適応策の検討</b> ・第1回科学委員会で抽出された見直しの視点のうち、気候変動について、より具体的な現状及び方策を検討 ※可知委員長、清水委員、千葉委員に加え、アドバイザーとして、松山氏（都立大）、石田氏（京大）を招聘し合同ヒアリング形式で実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・気温の上昇、極端現象の増加、無降雨日数の増加等が見られる。</li> <li>・考え得る対応策として、長期・継続的な調査の実施に加え、全島的なモニタリングの実施、気候変動の対応策の観点からも、域外保全の重要性について意見があったところ。</li> </ul>
	<b>個別ヒア</b> (10/20～11/24実施)	<b>見直しの視点に対する今後の取組方針の確認</b> ・第1回科学委員会で抽出された見直しの視点に関する対応方針（管理機関案）について意見聴取 ※科学委員全員を対象に個別説明・ヒアリング	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提示した見直し方針案で概ね合意。</li> <li>・とりわけ新たな外来種対策の方針については、引き続き議論が必要とのご意見。</li> </ul>
	<b>第1回合同作業チーム</b> (11/29開催)	<b>各島の自然環境の現況の把握と課題の整理</b> ・各島の保全対象種と脅威（外来種）、長期目標（案）を確認 ※科学委員（一部欠席あり）を対象とした会合形式にて実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・方策の検討に当たっては、「保全対象種」と「外来種」という2側面だけでなく、種間相互作用の観点も考慮すべき。</li> <li>・長期目標として「生態系を保全する」との表現では不十分。</li> <li>※その他、現行管理計画に記載されている各島の保全対象種と脅威の不足、今後の継続課題等を確認</li> </ul>
	<b>令和4年度第2回科学委員会</b> (12/26)	<b>管理計画見直し案</b> の確認 ・作業チームでの検討 および 作業部会の議論 を踏まえて作成した、 <b>管理計画見直し素案</b> （基本方針（案）、長期目標（案））を確認。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・未侵入の外来種への対策は、侵入経路の管理が重要。</li> <li>・父島→母島、有人島→属島等の移動も含めて、さらにスピード感を持って取り組んでいく必要がある。</li> <li>・未侵入の外来種への対策は、自然環境保全だけでなく、農業被害防止のためにも重要であるという視点が重要。</li> <li>・科学委員会としても新たな遺産価値の再評価を推進する。</li> </ul>
	<b>第2回合同作業チーム</b> (3/8開催)	<b>自然環境の保全に係る取組の方向性</b> の確認 ・管理の方策のうち、 <b>自然環境の保全に係る事項</b> （生態系の保全、未侵入・未定着の侵略的外来種の侵入・拡散防止）について、取組の方向性を確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「保全」や「駆除」にもいくつかの段階があり、適切な書き分けが必要。</li> <li>・海域や生物などによる外来植物の侵入・拡散リスク、将来的に侵入する可能性のある外来種のリスク調査の必要性などについても言及すべき。</li> <li>※その他、各島の取組の方向性等を確認</li> </ul>
令和5年度	<b>令和5年度第1回科学委員会</b> (6/2)	<b>管理計画案</b> の確認① ・作業チームでの検討および作業部会の議論を踏まえて作成した管理計画案のうち、特に「 <b>生態系の保全</b> 」と「 <b>持続的な遺産の管理</b> 」に係る基本方針、管理の方策を確認。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小笠原諸島全域に関わる、海鳥による外来種運搬、ネズミなどの駆除技術開発等については、島ごとではなく共通の課題としてまとめるのが良いのではないかと。</li> <li>・複数島間で生じる問題もあるため、全てを島単位で整理するのは難しいのではないかと。列島単位の方針をまとめることも一案である。</li> <li>・海域公園地区を中心とする海域における長期目標・管理の方策も設定すべきではないかと。</li> </ul>
	<b>第3回合同作業チーム</b> (10/3開催)	<b>管理計画案</b> の確認② ・令和5年度第1回科学委員会を踏まえて追加した「 <b>全ての島に共通する留意点</b> 」、「 <b>各列島の保全管理（列島毎のまとめ）</b> 」、「 <b>海域の保全管理</b> 」を中心に内容を確認	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の優先順位をつける前に、リソースを確保する努力が必要なのではないかと。</li> <li>・外来種への対応については、深刻な状況にあることを明記してもらいたい。</li> <li>・在来植物シロツブは繁殖力が高く、脅威として認識すべき。</li> </ul>

※以降、各委員と個別調整し、最終案とりまとめ

# 【参考】世界自然遺産小笠原諸島「管理計画」と「アクションプラン」について

地域連絡会議・科学委員会で議論

## 世界自然遺産小笠原諸島 管理計画

### 資料1-2

#### 世界自然遺産 小笠原諸島 管理計画 (案)

2023.12版

環境省  
林野庁  
文化庁  
東京都  
小笠原村

目次

- 1. はじめに
- 2. 計画の基本的事項
  - (1) 管理計画案の目的
  - (2) 管理計画の事業範囲
  - (3) 管理計画の期間
  - (4) 管理計画実行の考え方
  - (5) 「世界自然遺産小笠原諸島管理計画アクションプラン」について
- 3. 世界自然遺産小笠原諸島の概要
  - (1) 総論
  - (2) 位置
  - (3) 自然環境
    - 1) 地質
    - 2) 気象・風況
    - 3) 植生
    - 4) 植物（絶滅危惧種）
    - 5) 動物
    - 6) 生態系の形成と生物の進化
  - (4) 社会環境
    - 1) 歴史と伝統
    - 2) 産業と観光
    - 3) 文化遺産
    - 4) 土地利用状況
  - (5) 世界自然遺産小笠原諸島
    - 1) 登録理由、世界遺産委員会による評価の経緯
    - 2) 世界遺産委員会の決議における義務事項、奨励事項
    - 3) 保護計画概要
    - 4) その他関連法令等
- 4. 管理計画策定に当たっての留意点

## 世界自然遺産小笠原諸島 管理計画 アクションプラン

### 参考資料5

#### 世界自然遺産 小笠原諸島 管理計画 アクションプラン【第4期】 (案)

2023年12月

関東地方環境事務所  
関東森林管理局  
東京都  
小笠原村

策定主体	環境省・林野庁・文化庁・東京都・小笠原村	関東地方環境事務所・関東森林管理局・東京都・小笠原村
改定歴	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2010（平成22）年1月</li> <li>・2018（平成30）年3月</li> <li>・2024（令和6）年3月（予定）【今回改定】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2010（平成22）年1月（第1期）</li> <li>・2014（平成26）年3月（第2期）</li> <li>・2018（平成30）年3月（第3期）</li> <li>・2024（令和6）年3月（第4期）（予定）【今回改定】</li> </ul>
対象範囲	小笠原諸島の自然環境の保全・管理に係る全体計画	人為的影響の是正に係る具体的な行動計画 (主に島ごとの生態系保全に関わる事項)
目標期間	長期目標の達成のために、おおむね5～10年程度先の対策の方向性を示すもの。自然環境や社会状況の変化により、必要に応じて見直しを実施する。	管理計画を補完する具体の行動計画として、短期的な目標及び対策の内容や実施期間を示すもの。おおむね5年間隔で見直しを実施する。
推進主体	小笠原諸島に関わる全ての関係者 (管理機関、管理機関以外の行政機関、小笠原諸島に居住する村民、観光・農業・漁業などに関係する事業者、研究者やNPO、来島者など)	主に管理機関（事業・調査の実施主体）